

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

ページ

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	(循環型社会推進課)	一
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	二
○道路の区域変更(六件)	(道路課)	二
○道路の供用開始(三件)	(同)	三
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(四件)	(同)	四
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(同)	五
公 告		
○筒砂子ダム建設事業の実施引継ぎの公表	(河川課)	五
○公聴会の開催(四件)	(都市計画課)	五
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(警察本部会計課)	八
公安委員会		
○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第四条及び第七条第一項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則		一〇
○宮城県公安委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則		一〇
○宮城県公安委員会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則		一二
宮城海区漁業調整委員会		
○まだら固定式さし網漁業の制限		一三
○流し網漁業等の制限		一九
○仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する制限		二二

## 告 示

○宮城県告示第九五十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社BWM

2 所在地 宮城県仙台市青葉区大町二丁目十番十四号

3 代表者の氏名 代表取締役 伊藤 俊明

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県登米市南方町実沢百四十七番、百四十八番、百五十番、百五十一番一、百五十二番一、百五十二番二

三 産業廃棄物処理施設の種類

木くずの破砕施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

五 申請年月日

平成二十八年十一月二日

六 縦覧場所等

縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

2 縦覧期間 平成二十八年十一月二十五日から平成二十八年十二月二十六日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十九年一月十日

2 提出場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第九百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。  
平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

伊具郡丸森町小斎字八守八七の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。  
その関係図面は、平成二十八年十一月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路 線 名 越河角田線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
八・四 一八・〇	四・〇 一三・九	一一九・七	一一九・七	一一九・七

伊具郡丸森町耕野字小屋館二番二地先から同郡同町耕野字入大四番六地先まで

○宮城県告示第九百五十八号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。  
その関係図面は、平成二十八年十一月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 道路 線 名 三四七号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
一三・七 一三九・五	一三・七 一七・五	一〇五・九	一〇五・九	一〇五・九

加美郡加美町門沢間坂三番九〇地先から同郡同町門沢間坂一番地先まで

○宮城県告示第九百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。  
その関係図面は、平成二十八年十一月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路 線 名 石巻鮎川線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
一五・六 二二・〇	一五・六 二八・一	三九・五	三九・五	三九・五

石巻市萩浜字家前六一番六地先から同市萩浜字葉山二番一地先まで

○宮城県告示第九百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三四二号

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前A	後B			
登米市登米町大字日根牛字宿一番一地从先から 同市登米町大字日根牛字新五郎峯一〇六番地先まで	六・九 一三・八	六・九 一三・八	六・九 一三・八	三二〇・八	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第九百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 志津川登米線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前A	後B			
	六・五 一四・五	六・五 一四・五	五〇九・六	上記A、B及びCは、関	

登米市登米町大字日根牛字新中田四三番二地先から  
同市登米町大字日根牛字宿一番一地从先まで

変更の区間	変更の前後			敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	後B	前A	後C			
	一七・七 三五・〇	一七・七 三五・〇	六・五 五三・四	四九七・〇	係図面に表示する敷地の区分をいう。	

○宮城県告示第九百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 東和登米線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	後B	前A			
登米市登米町大字日根牛字小川向八番四地先から 同市登米町大字日根牛字阿羅田無番地先まで	四・五 一三・一	四・五 一三・一	一一・五 一四・六	一一三〇・二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第九百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四七号	加美郡加美町門沢間坂三番九〇地先から同郡同町門沢間坂一番地先まで	平成二十八年十二月一日

○宮城県告示第九百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	志津川登米線	登米市登米町大字日根牛字上羽沢一五九番六地先から同市登米町大字日根牛字上羽沢一五九番六地先まで	平成二十八年十二月二十五日

○宮城県告示第九百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	志津川登米線	登米市登米町大字日根牛字阿羅田三〇番地先から同市登米町大字日根牛字八反一二七番六地先まで	平成二十八年十二月二十五日 午前九時

○宮城県告示第九百六十六号

石巻市から河北都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 河北都市計画地区計画
- 2 名称 河北団地地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百六十七号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画道路
- 2 名称 三・二・一号河南石巻工業港線  
三・三・十一号石巻工業港曾波神線  
三・四・十三号石巻工業港運河線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画道路
- 2 名称 三・四・七号大街道石巻港線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百六十八号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画道路
- 2 名称 三・四・七号大街道石巻港線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百六十九号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画公園

2 名称 二・二・一号南浜町東公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百七十号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画緑地

2 名称 三号聖人堀緑地

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百七十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

富谷町高屋敷土地区画整理組合

二 事務所所在地

黒川郡富谷町三ノ関字狼沢七十三番地の一

三 設立認可の年月日

平成二十六年七月二十二日

四 変更認可の年月日

平成二十八年十一月十七日

公 告

○環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の九第一項第三号に該当することとなったため、同項本文の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

事業者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
宮城県	知事 村井 嘉浩	宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

二 第二種事業の名称、種類及び規模

事業の名称	事業の種類	事業の規模
筒砂子ダム建設事業	ダムの建設	湛水面積一・一七ヘクタール

三 環境影響評価法第三条の九第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

対象事業の実施を国土交通省東北地方整備局へ引き継いだため、同法第三条の九第一項第三号に該当することとなった。

四 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所

事業者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
国土交通省東北地方整備局	局長 川瀧 弘之	宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十八年十一月二十五日

一 公聴会の日時及び場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

日 時	場 所
平成二十八年十二月十二日(月) 午後七時から	本吉郡南三陸町志津川字御前下五十一番地一 南三陸ポータルセンター

二 件名

志津川都市計画の変更(素案)について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述申出者」という。)は、南三陸町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業(法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係)を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十八年十二月五日(月)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

五 素案の概要

志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

1 都市計画の目標

2 区域区分の決定の有無

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(二) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(三) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(四) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(五) 防災に関する都市計画の決定の方針

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三一三二・三二三四)に行うこと。

〇都市計画に関する公聴会規則(昭和四十五年宮城県規則第三号)第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十八年十二月十三日(火) 午後七時から	気仙沼市八日町一丁目一番十号 気仙沼市役所ワン・テン庁舎

二 件名

気仙沼都市計画の変更(素案)について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述申出者」という。)は、気仙沼市の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業(法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係)を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十八年十二月六日(火)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意

見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

1 都市計画の目標

2 区域区分の決定の有無

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(二) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(三) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(四) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(五) 防災に関する都市計画の決定の方針

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二一一―三二三二・三二三三四）に行うこと。

〇都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十八年十二月十四日（水）午後七時から	巨理郡山元町浅生原字作田山三十二番地 山元町役場

二 件名

山元都市計画の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、

山元町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあっては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十八年十二月七日（水）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

1 都市計画の目標

2 区域区分の決定の有無

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(二) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(三) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(四) 防災に関する都市計画の決定の方針

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二一一―三二三二・三二三三四）に行うこと。

〇都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	巨理郡巨理町字下小路七番地四 巨理町役場
場 所	

二 件名

巨理都市計画の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、巨理町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十八年十二月八日（木）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

五 素案の概要

巨理都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、次の事項を定める。

1 都市計画の目標

2 区域区分の決定の有無

3 主要な都市計画の決定の方針

- (一) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (二) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (三) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(四) 防災に関する都市計画の決定の方針  
六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三二・三三三四）に行うこと。

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年十一月二十五日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
宮城郡松島町手樽字梅ヶ沢二十五番二、二十五番六の各一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
宮城郡松島町手樽字梅ヶ沢五十二番地の一  
早坂 宗幸

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年十一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 グループウェアシステム用サーバ用サーバ貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十九年三月一日から平成三十四年二月二十八日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部総務部情報管理課

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有

していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十八年十二月九日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二―一七二七一、内線二二三三）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十八年十二月七日（水）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年十二月二十日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十九年一月十日（火）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年一月十一日（水）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。
  - 3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十一条及び第一百四十一条の規定による。
  - 4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。
  - 5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - 7 契約書作成の要否 要
  - 8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
  - 9 詳細は入札説明書による。
- 六 概要
- Summary
- 1 Item/Service Required : Lease of Server for Groupware System-1 set
  - 2 Duration of Contract : March 1, 2017 to February 28, 2022
  - 3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters and other locations.
  - 4 Bid Deadline : January 10, 2017, 5 : 00 p.m.
  - 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2322

# 公安委員会

○宮城県公安委員会規則第16号  
 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成28年11月25日  
 宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則  
 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則（平成12年宮城県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(傍受令状等の請求をすることができる司法警察員)</p> <p>第1条 県警察に勤務する警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）第4条及び第7条第1項の宮城県公安委員会が指定する警視以上の者は、次に掲げるものとする。ただし、職務の性質により必要がないと認められる者については、この限りでない。</p> <p>(1) 県警察本部の _____ 刑事部 _____ 及び警備部に勤務する警視以上の階級にある警察官</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(傍受令状等の請求をすることができる司法警察員)</p> <p>第1条 県警察に勤務する警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）第4条及び第7条第1項の宮城県公安委員会が指定する警視以上の者は、次に掲げるものとする。ただし、職務の性質により必要がないと認められる者については、この限りでない。</p> <p>(1) 県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警視以上の階級にある警察官</p> <p>(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。  
 附 則  
 この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の一部の施行の日（平成28年12月1日）から施行する。  
 ○宮城県公安委員会規則第17号  
 宮城県公安委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成28年11月25日

宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦





様式第4号から様式第6号までの規定中

「教示 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日から6か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。」

を

「（教示）

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなり、改める。」

様式第8号注2中「公安委員会」を「宮城県公安委員会」に改める。

様式第11号、様式第14号、様式第15号、様式第18号及び様式第19号中

「教示 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日から6か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。」

を

「（教示）

1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、宮城県を被告として仙台地方裁

判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

### 宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指針第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島灣波崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、二十トン未満の漁船を使用して行うまだら固定式さし網漁業（以下「まだら固定式さし網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

平成二十八年十一月二十五日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 島 山 喜 勝

#### 一 制限期間

平成二十九年一月一日から平成二十九年二月二十八日まで

#### 二 操業区域

石巻市網地島灣波崎正東の線以北の宮城県地先海面

#### 三 操業期間

平成二十九年一月一日から平成二十九年二月二十八日まで

#### 四 操業の届出

規制区域においてまだら固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならぬ。

#### 五 操業の条件及び制限

1 四の届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面を漁船に備え付けなければならない。

2 届出者は、操業期間中、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷の見やすい場所に表示し

なければならない。

3 操業方法は、朝さし網（おおむね午前四時に投網し、午前七時に揚網を開始する操業方法）又は留さし網（朝さし網以外の操業方法）によるものとする。なお、操業期間内においては、朝さし網と留さし網のいずれか一方のみ操業できるものとする。

4 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、沖合底びき網漁業禁止ラインより岸側に敷設する場合及び他種漁業を営む者との間で事前に調整がなされている場合はこの限りでない。

5 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

6 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

7 届出者は、当該漁業者間で協議し、操業ルールを定めるよう努めるとともに、定められた操業ルールを遵守しなければならない。

（別紙）

まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

第一 まだら固定式さし網漁業の制限（平成二十八年宮城海区漁業調整委員会指示第五号。以下「委員会指示」という。）四の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、まだら固定式さし網漁業操業届出書（様式第一号。以下「操業届出書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なくまだら固定式さし網漁業変更届出書（様式第二号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

3 操業届出書及び変更届出書は、届出者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、まだら固定式さし網漁業操業届出一覧表（様式第三号）を添えて提出するものとする。

（届出書の受理）

第二 操業届出書及び変更届出書は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

（届出済証の交付）

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出を受理したときは、届出者の住所の所在地を管轄する地方

振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろう装置及び漁網を含む。）を確認の上、届出を受理したことを証する書面（以下「届出済証」という。）を届出者に交付する。

2 届出済証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。

（船体の標識）

第四 委員会指示五の2で別に定める標識は、様式第四号とする。

（漁獲成績報告書）

第五 委員会指示五の6の漁獲成績報告書は、様式第五号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ切書等の写し）を添付するものとする。

（操業届出書等の経由）

第六 操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、地方振興事務所を経由して提出するものとする。

(様式第1号)

まだら固定式さし網漁業操業届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

まだら固定式さし網漁業を操業したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 操業期間 平成29年1月1日から同年2月28日まで
- 2 操業区域 石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

(5) 無 線 の 有 無

4 漁具の規模

km × 張り = km

km × 張り = km

km × 張り = km

合計 張り km

5 届出理由

※ 以下は記入しないでください。

届出番号 宮まだら固 第 号  
この届出を受理します。

宮城海区漁業調整委員会  
会 長 畠 山 喜 勝 印

(A4縦)

(様式第2号)

まだら固定式さし網漁業変更届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

1 届出済証番号 宮まだら固 第 号

2 船 名

3 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後

4 変更の理由

(A4縦)



(様式第5号)

まだら固定式さし網漁業漁獲成績報告書

No. \_\_\_\_\_

提出年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮まだら固第 _____ 号
氏名	印	船名	
刺網の規模	目合： _____ 寸 _____ 分 ( _____ cm)	乗組員数	_____ 人 ※船主(船頭)を除いた人数を記載
	総延長： _____ m・使用反数： _____ 反		

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分

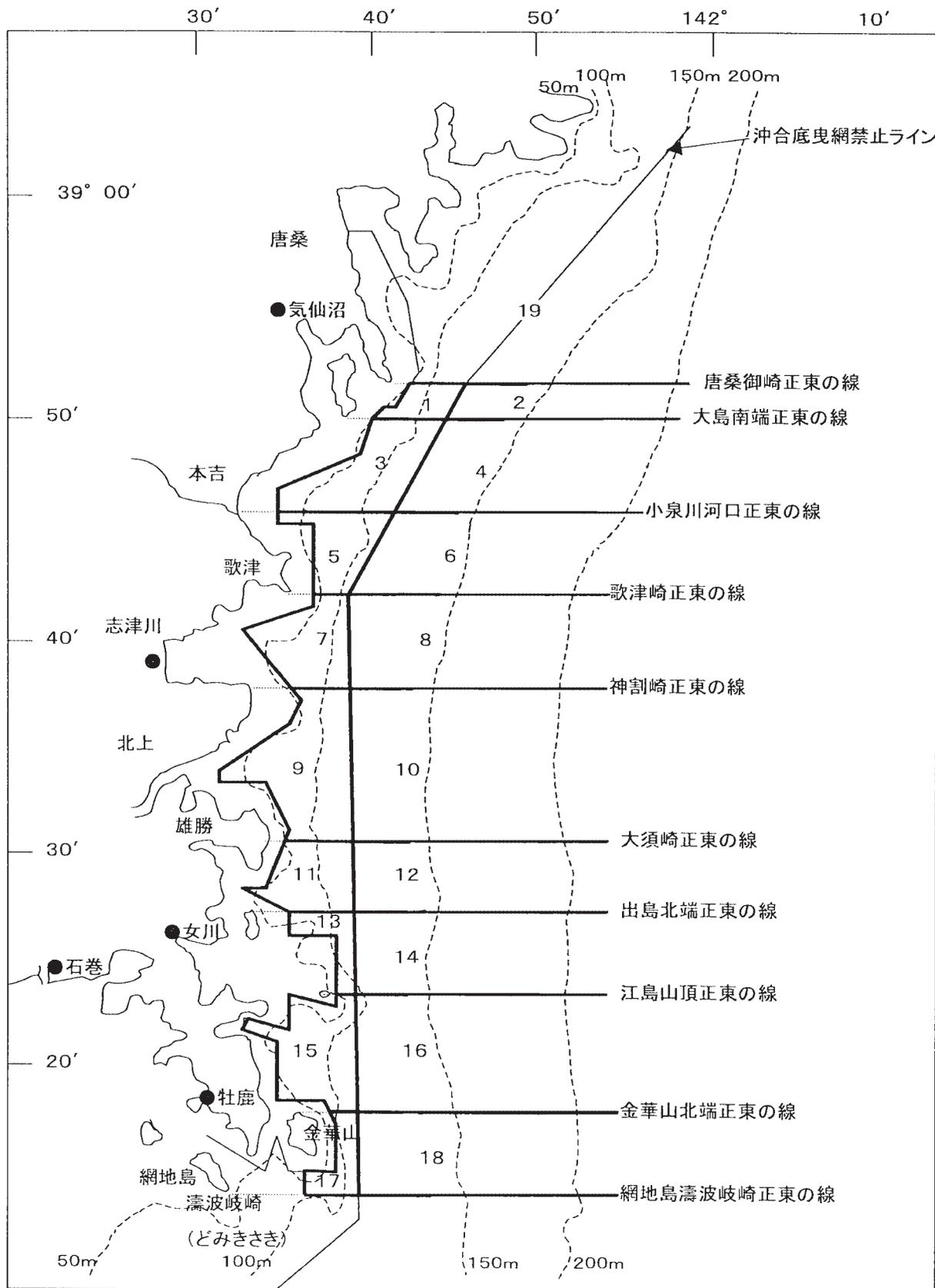
日	漁場番号	水深(m)	数量(kg)	尾数(尾)	金額(千円) ※税抜き	操業方法 (いずれかに○印をする)
1						朝さし網・留さし網
2						朝さし網・留さし網
3						朝さし網・留さし網
4						朝さし網・留さし網
5						朝さし網・留さし網
6						朝さし網・留さし網
7						朝さし網・留さし網
8						朝さし網・留さし網
9						朝さし網・留さし網
10						朝さし網・留さし網
旬計						
11						朝さし網・留さし網
12						朝さし網・留さし網
13						朝さし網・留さし網
14						朝さし網・留さし網
15						朝さし網・留さし網
16						朝さし網・留さし網
17						朝さし網・留さし網
18						朝さし網・留さし網
19						朝さし網・留さし網
20						朝さし網・留さし網
旬計						
21						朝さし網・留さし網
22						朝さし網・留さし網
23						朝さし網・留さし網
24						朝さし網・留さし網
25						朝さし網・留さし網
26						朝さし網・留さし網
27						朝さし網・留さし網
28						朝さし網・留さし網
29						朝さし網・留さし網
30						朝さし網・留さし網
31						朝さし網・留さし網
旬計						
合計						

まだら固定式さし網漁業の操業に要した経費(1月、2月のどちらかの月のみ操業の場合は、操業月の報告に経費を記載、1~2月に操業した場合は、2月の報告書に操業に要した経費の合計を記載する)

漁具費	燃料費	人件費	その他( )	経費合計
千円	千円	千円	千円	千円

※人件費は乗組員の人件費を記載願います(船主(船頭)分を除く)。  
※金額は千円未満切り捨てて報告願います。

宮城県地先海面における「まだら固定式さし網漁業」操業区域







様式第4号

はえなわ漁業者業状況報告書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

下記のとおりに、着業しましたので報告します。

所 属 漁 協 名		乗組員数	人	
船 名		1張り当たりの総延長：	m	
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用針数：	本	
総 ト ン 数	トン	総 使 用 張 り 数：	張り	
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	規 模	総使用張り敷設しているか記入する。)	

1 操業状況

月	操業 日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		計	その他	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁 具 費	経 費 (千円)		経費合計 (千円)
	燃 料 費	人 件 費	
		その他( ) ( )	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第5号

はもどう漁業者業状況報告書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

下記のとおりに、着業しましたので報告します。

所 属 漁 協 名		乗組員数	人	
船 名		1張り当たりの総延長：	m	
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用どう数：	個	
総 ト ン 数	トン	総 使 用 張 り 数：	張り	
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	規 模	総使用張り敷設しているか記入する。)	

1 操業状況

月	操業 日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		計	まあなご	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁 具 費	経 費 (千円)		経費合計 (千円)
	燃 料 費	人 件 費	
		その他( ) ( )	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

○宮城海区漁業調整委員会指示第七号  
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、仙台湾における水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり制限する。

平成二十八年十一月二十五日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十八年十二月一日から平成二十九年四月三十日まで

二 制限の内容

次の表に示す保護区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第四十八条第一項の規定により知事の許可を受けて採捕する場合及び試験研究機関が採捕する場合は、この限りでない。

保護区域名	保護区域（表示は、世界測地系による。）
仙台湾A区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十六・九〇分、東経百四十一度十三・一〇分 点イ 北緯三十八度十六・六〇分、東経百四十一度十四・三六分 点ウ 北緯三十八度十五・六三分、東経百四十一度十四・〇〇分 点エ 北緯三十八度十五・九〇分、東経百四十一度十二・八〇分
仙台湾B区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十一・八九分、東経百四十一度十三・八六分 点イ 北緯三十八度十一・四〇分、東経百四十一度十五・六二分 点ウ 北緯三十八度十・四七分、東経百四十一度十五・二九分 点エ 北緯三十八度十・九二分、東経百四十一度十三・四八分
仙台湾C区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度〇八・〇〇分、東経百四十一度〇四・一六分 点イ 北緯三十八度〇七・四二分、東経百四十一度〇六・五九分 点ウ 北緯三十八度〇五・五〇分、東経百四十一度〇五・八四分 点エ 北緯三十八度〇六・一〇分、東経百四十一度〇三・四一分
仙台湾D区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十八・五八分、東経百四十一度十五・六〇分 点イ 北緯三十八度十七・三五分、東経百四十一度十七・六二分 点ウ 北緯三十八度十五・八〇分、東経百四十一度十六・二一分

点エ 北緯三十八度十六・九八分、東経百四十一度十四・二二分